

基本理念

石川県交通安全計画は、人優先の交通安全思想の下、これまでの10次・50年にわたる取組において、道路交通事故死者数を過去最多であった時と比べ現在では6分の1以下にまで減少させるなどの成果を上げてきたところである。

一方、依然として、未就学児を始めとする子供が関係する交通事故や高齢運転者による交通事故が後を絶たないことから、高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現への強い要請、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、一層求められている。

これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策への取組が必要であり、これにより究極的には交通事故のない社会の実現への大きな飛躍と交通安全社会を目指す。

1 交通事故のない社会を目指して

全国的に、長期の人口減少過程に入っており、高齢化率も高い水準で推移しており、このような時代変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、県民全てが安全で安心して暮らすことができ、移動することができる社会を実現することが極めて重要である。

そのために防犯や防災、さらに、新型コロナウイルス感染症対策等の様々な取組が必要とされることはもとより、今なお交通事故により毎年多くの方が被害に遭われていることから、交通安全の確保もまた安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

道路交通事故による死者数は着実に減少しており、鉄道交通の運転事故件数も、長期的には減少傾向にあるものの、ひとたび列車の衝突や脱線等が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがある。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すことを改めて認識することが必要である。

言うまでもなく、交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではなく、交通安全対策基本法制定から半世紀を経た今、改めて交通事故被害者等の存在に思いを致し、悲惨な交通事故の根絶に向けて、取組を進めていくことが重要である。

2 人優先の交通安全思想

道路交通においては、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を、また、全ての交通において、高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を、一層確保する必要があり、交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。

また、思いがけず交通事故被害者等となった方に対して、一人一人の状況に応じた支援が求められる。

「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していく。

3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

道路交通においては、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故が、喫緊の課題である。また、事業用自動車においても、運転者の高齢化の進展に伴う課題に向き合う必要があり、地域で高齢者が自動車に頼らずに自立的に日常生活を営むことができるようにすることが課題となっている。

全ての交通の分野で、高齢化の進展に伴い生じうるこれらの課題に向き合い、解決していくことが不可欠となる。

高齢になっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を、陸上交通の関係者の連携によって、構築することを目指す。

4 交通社会を構成する三要素 「人間・交通機関・交通環境」

本計画においては、このような観点から、①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関及び③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の実態に対応した適切かつ効果的な対策を総合的に策定し、かつ、これを県民の理解と協力の下、強力に推進する。

具体的には、①道路交通、②鉄道交通、③踏切道における交通のそれぞれの交通ごとに、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていくこととする。

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導取締りの強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。

また、交通社会に参加する県民一人一人が、安全で安心な交通社会を構築して

いこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であることから、交通安全教育、普及啓発活動を充実させる。この場合、交通事故の被害者及びその家族又は遺族の声を直接県民が聞く機会を増やすことも安全意識の向上のためには有効である。

さらに、県民自らの意識改革のためには、県民が身近な地域や団体において、自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接関わったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要であり、関係機関・団体においては、それぞれの実情に応じて工夫する必要がある。

(2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結びつかないように、新技術の活用とともに、不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を確保するとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

さらに、事業者は、多くの利用者を安全に目的地に運ぶ重要な機能を担っていることに鑑み、運転者等の健康管理を含む安全対策に一層取り組む必要がある。

また、公共交通機関等へのテロや犯罪等の危害行為により交通の安全が脅かされることのないよう、政府のテロ対策等とあいまって公共交通機関等の安全を確保していくものとする。

(3) 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。

また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、各種施策を充実させるものとする。

道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、安全な歩行空間の確保に努めるなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

なお、これらの施策を推進する際には、高齢化や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

5 先端技術の積極的活用

今後も、陸上交通分野において、更なる交通事故の抑止を図り、交通事故のない社会を実現するために、あらゆる知見を動員して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を推進する。加えて、将来的には、Society5.0（Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会）の実現を視野に、ICT（ICT：Information and Communications Technology）を積極的に活用し、交通安全により寄与するように、高齢者を始めとする人々の行動の変容を促していくことも重要である。自動化の推進に当たっては、全体として安全性が高まるための解決策を社会全体として作り出す必要がある。

6 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故の被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び石川県犯罪被害者等支援条例（令和3年石川県条例第13号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても交通事故被害者等に対する支援の更なる充実に努めるものとする。

7 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、県、市町、関係民間団体等が緊密な連携の下に、それぞれが責任を担いつつ、施策を推進するとともに、県民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、県及び市町の行う交通の安全に関する施策に計画段階から県民が参加できる仕組みづくり、県民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

8. これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項**（1）人手不足への対応**

交通に関わる多岐にわたる分野・職種において人手不足の影響がみられ、また、自動化・省力化等の進展もみられる中、安全が損なわれることのないよう、人材の質を確保するとともに、安全教育を徹底する等の取組が必要である。

（2）先進技術導入への対応

道路交通の分野で、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が普及・進展し、事故減少への貢献がみられている。また、交通機関の運転はもとより、保守点検等多様な場面における自動化への取組が進められている。

先進技術の導入によりヒューマンエラー防止のほか、人手不足の解決にも寄与することが期待されるが、着実に安全性を確保していくことが重要である。

このほか、新しいタイプのモビリティの登場についても、安全性の観点からの議論を深める必要がある。

（3）高まる安全への要請と交通安全

感染症を始め、自然災害の影響、治安など、様々な安全への要請が高まる中にもあっても、確実に交通安全を図り、そのために、安全に関わる関係機関等のもとより、多様な専門分野間で、一層柔軟に必要な連携をしていくことが重要である。

（4）新型コロナウイルス感染症の影響の注視

新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響が、様々な課題や制約を生じさせているほか、県民のライフスタイルや交通行動への影響も認められる。

これに伴う、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画の期間を通じて注視するとともに、必要な対策に臨機に着手する。